

■平成 28 年 12 月 1 日から洗濯表示が変わります！ ■■■■■■■■

平成 28 年 12 月 1 日から、衣類等の繊維製品の洗濯表示が新しい JIS L 0001 に規定する記号に変更されます。

✿ 新しい衣類の「取扱い表示」 ✿

★記号のデザインが新しくなります。

基本の記号に、線「ー」や点「・」などの付加記号や数字を組み合わせで表します。

★記号の種類が増えます。

これまでの「JIS (日本工業規格) 取扱い絵表示」にはなかった記号が追加されて、より細やかな表示に変わります。

★表示は取扱い方の上限を表しています。

表示よりも強い作用や高い温度での洗濯やアイロン掛けは、衣類にダメージを与える可能性があります。

★参考情報が簡単な用語で付記される場合があります。

記号だけでは伝えられない参考情報は、簡単な言葉で記号の近くに記載される場合があります。

※「取扱い表示」やタグなどは、洗濯や手入れの情報源です。正しく理解し、衣類の購入時にも確認しましょう。

詳細については、別添ファイルをご覧ください。

■強引な布団の訪問販売に注意！ ■■■■■■■■

販売の目的を告げず、科学的根拠なく消費者を心理的に不安な状態に陥らせ執拗に勧誘する「布団の訪問販売」の相談が後を絶ちません。

一人暮らしの高齢者が、このような強引な「訪問販売」に立ち向かうことは困難です。また、「子どもにばれたら迷惑をかけてしまう」と、ご家族への相談をためらう方もいらっしゃいます。

家族や周りの方々が、見慣れない品物や不明な契約書を発見することが、トラブルの早期解決につながります。家の中に不要な品物や、不審な商品が隠すように置いていないか、気を配ってみてください。

家庭や地域の絆で、高齢者が安心して暮らせるように見守ることが最善の防止策です。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen267.html

■平成 28 年度消費者啓発の標語入選作品 ■

最優秀賞

「しっかりと『聞こう』『話そう』『考えよう』

消費者問題 みんなの問題」

山口県立響高等学校 堀 海斗 さん

※その他の「H28 消費者啓発の標語入選作品」は、県消費生活センターHP でご覧ください。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/0/7/5/0758d7ae47c106c7a7bd844b41be8334.pdf>

会員の皆様へ〇=====

※ 消費生活トラブル情報に関する照会等は、必ず電話でお願いします。

相談専用電話：083-924-0999

事務局：山口県 県民生活課 消費生活センター内

TEL：083-924-2421 FAX：083-923-3407

メールアドレス：manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

H P：<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/yka-net.html>